

令和4年度 第1回摂津市文化財保護審議会 要点録

日 時：令和5年3月23日（木）午前10時00分～午前11時30分

場 所：摂津市役所本館2階 203会議室

出席委員：5名（望月委員長、衣川副委員長、網委員、村田委員、大野委員）

事務局：2名（生涯学習課）

- 案 件：（1）令和4年度文化財啓発事業に関する報告
（2）千里丘西地区再開発に係る試掘調査結果について
（3）千里丘西地区再開発に係る発掘調査について
（4）市指定有形文化財「旧一津屋公会堂」について

案 件：（1）令和4年度文化財啓発事業に関する報告

（事務局）令和4年度文化財啓発事業に関し報告

[質疑応答や各委員の意見等]

（委員）土馬の復元について、完全形態を作り上げるものであるのか、展示用に欠損部分を補完するものであるのか教えてほしい。土馬本体を損傷しない方法で実施してほしい。

（事務局）展示用に欠損部分を補完するものであり、土馬本体に影響を与えるものではありません。

（委員）こども向けの土器の作り方のデジタルデータの作成については、イラストのみではなく、実際の遺跡の写真や遺物の写真を取り入れるなど工夫してほしい。

（事務局）デジタルデータには、イラストのみではなく、実際の遺跡の写真や遺物の写真を取り入れて作成しております。

案 件：（2）千里丘西地区再開発に係る試掘調査結果について

（事務局）千里丘西地区再開発に係る試掘調査の結果について報告

[質疑応答や各委員の意見等]

（委員）試掘調査で検出された「遺構状のもの」とはどのようなものなのか教えてほしい。

（事務局）柱穴等の明確な遺構の痕跡ではなく、少し削った跡であるのか、地山面を整形した痕跡なのかははっきりしないため、遺構状と表現しています。

(委員) 時期は特定できるのか。

(事務局) 遺物の出土がないため、時期の特定はできておりません。

(委員) 今回、あまり発見がなかったとのことだが、平成17年に実施した千里丘遺跡の発掘調査時と土層の堆積状況は同じなのか教えてほしい。

(事務局) 平成17年調査時に認められた遺物包含層が、今回の試掘調査では認められませんでした。

(委員) 耕作土層が確認できているのであれば条理との関係が大事になってくると考える。中世は、古代に続いて条里の開発が盛んに行われた時期である。これまでの調査事例から、条理との関連性に関する知見は得られているのか教えてほしい。

(事務局) 平成17年の千里丘遺跡の発掘調査報告書には、条理についての記載はありません。条理との関係性は大事な視点であると考えております。

(委員) 明治や大正時代の地図等で条理計画の痕跡が残っているのか確認をしておいた方が良いと考える。

(事務局) 了承。

案件(3) 千里丘西地区再開発に係る発掘調査について

(事務局) 千里丘西地区再開発に係る発掘調査について説明

[質疑応答や各委員の意見等]

(委員) 千里丘遺跡だけではなく、今後の市の発掘調査を行う上での問題意識として伝える。古来より南海トラフ地震が何度も発生しており、調査時に地震の痕跡がないか確認が必要である。東北地方では、発掘調査で地震の痕跡を調べることで、被害の範囲を確認できるようになっている。遺構は人為的なものであるため確認しやすいが、自然災害の痕跡は砂層の堆積のあり方等を観察しないと見つけられないため慎重な調査が必要となる。

現在、南海トラフ地震の発生が危惧されている中、今後の摂津市の防災対策に発掘調査の成果は貢献できるものとする。

案件(4) 市指定有形文化財「旧一津屋公会堂」について

(事務局) 市指定有形文化財「旧一津屋公会堂」について説明

(委員) 旧一津屋公会堂関係者の資料館の説明会が4月12日に実施されるため、旧一津屋公会堂に関する資料等についても聞き取ることが可能であるとする。また、旧一津屋公会堂の見学も併せて考えているので、周知させていただく。

案件（５）その他

（委員）大阪万博が開催され、SDGSの目標に関わる「水と衛生」「管理の確保」が重要となる。「管理の確保」とは「水を制御する」ことであり、大阪水系の歴史そのものである。そのため、大阪万博に向け、淀川水系の市町村と連携し、治水に関わる行事や歴史的なものをPRできるような企画が必要であると考えます。

また、令和３年度に、摂津市として総合的に文化財を守っていくため「文化財保存活用地域計画」を作成する考えがないか検討をお願いした経緯があるので、検討をお願いしたい。「文化財保存活用地域計画」を作成した場合、例えば文化財を修繕する上で補助金を活用することができる。指定文化財以外の文化財を守っていく環境を整えるためにも、「文化財保存活用地域計画」の策定を再考していただきたい。

（委員）文化財は保存するだけでなく、市民の方に知っていただくことが大切である。

（事務局）了承

午前 11 時 30 分 審議会 終了